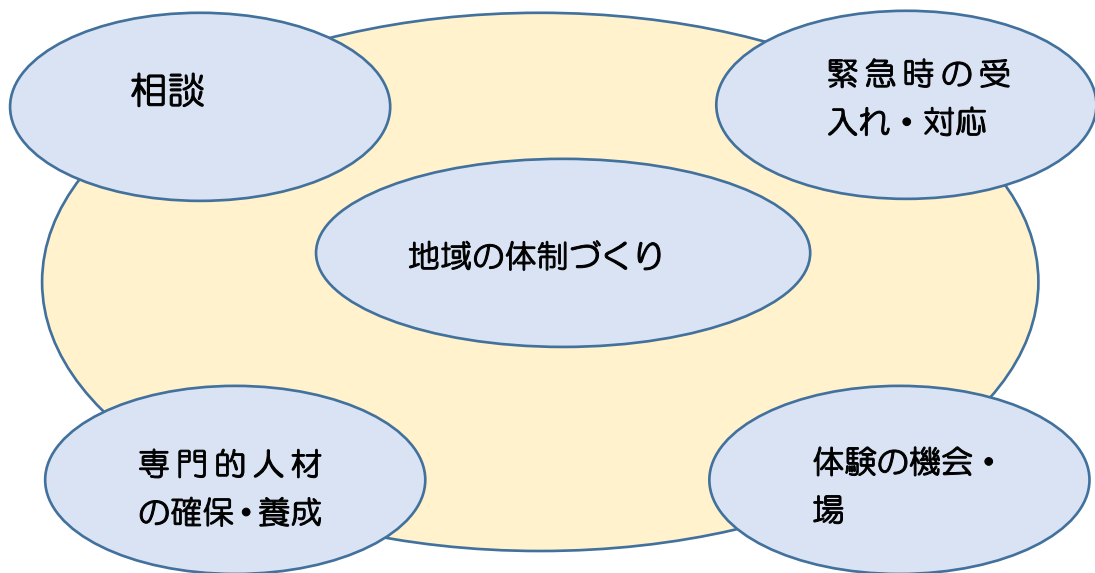


湯沢市地域生活支援拠点等 運用の手引き



将来の暮らしが安全で安心であるよう、地域全体でサポートいたします。

(令和7年3月)

目 次

1	はじめに	2
2	湯沢市の障がい者等の支援に向けた体制整備のイメージ	2
3	地域生活支援拠点等の整備について	3
4	地域生活支援拠点の機能	5
5	事業所登録により算定が可能となる加算	7
6	地域生活支援拠点等の機能強化	10
7	障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付 ける際の手順	12
8	市と事業者等との事前協議 様式	12 13

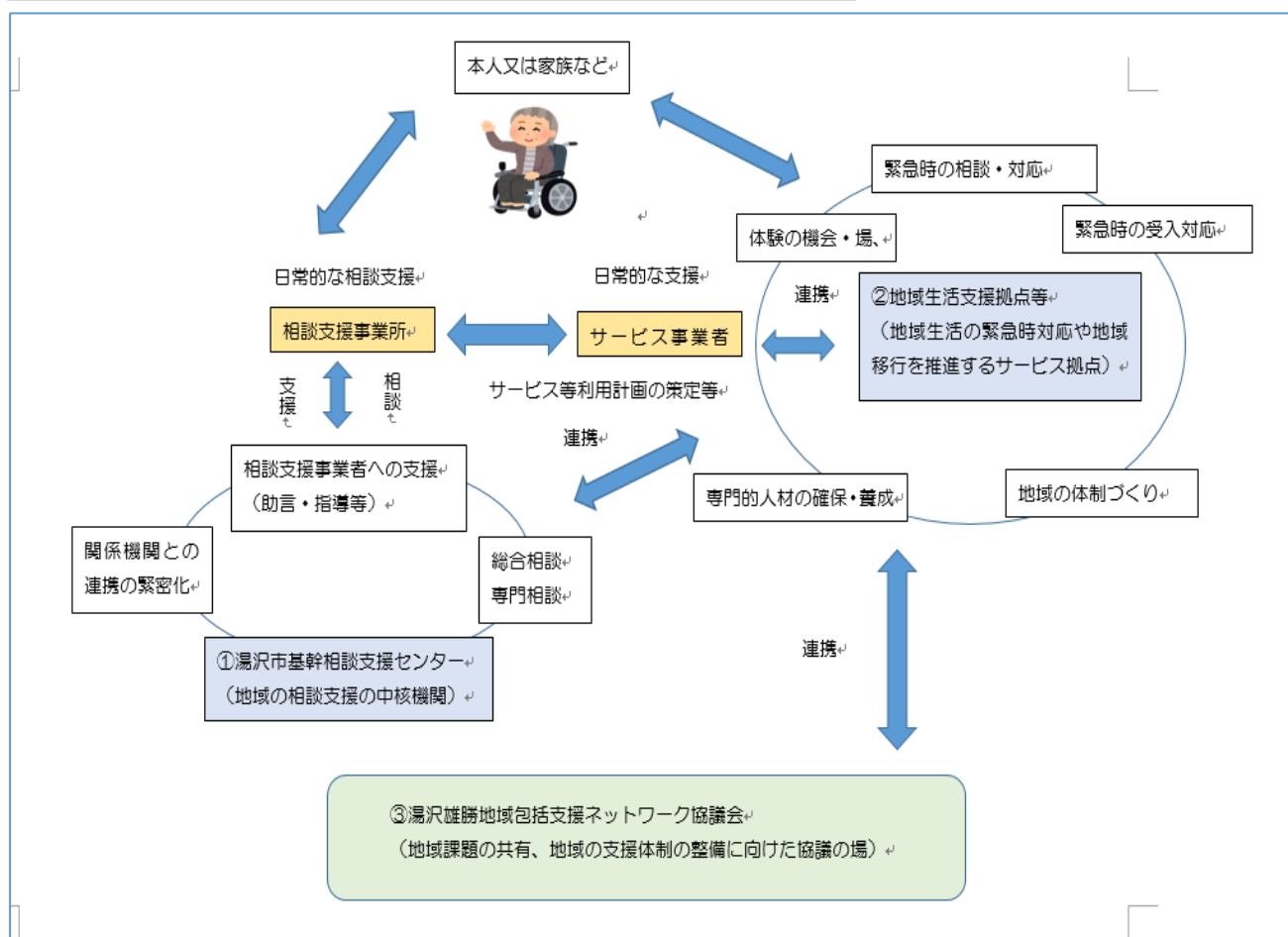
1 はじめに

令和6年3月に「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定し、地域生活支援拠点として、5つの機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を多機能の拠点を中核とした多機能型拠点と地域における複数の関係機関が連携して担う面的な整備により、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支える体制を整えることとしております。

この手引きを明示することで、全ての関係者が共通認識を持ち、適切な役割分担を行い、連携することにより、地域生活支援拠点の機能を強化し、障がい者等が将来においても安全・安心に暮らせる社会を目指します。

なお、この手引きは必要に応じて見直しを図って参ります。

2 湯沢市の障がい者等の支援に向けた体制整備のイメージ

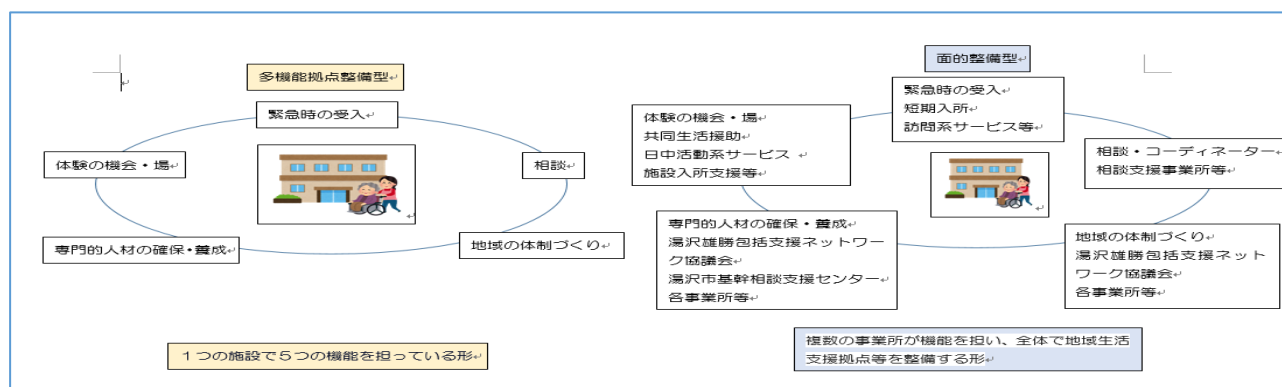


3 地域生活支援拠点等の整備について

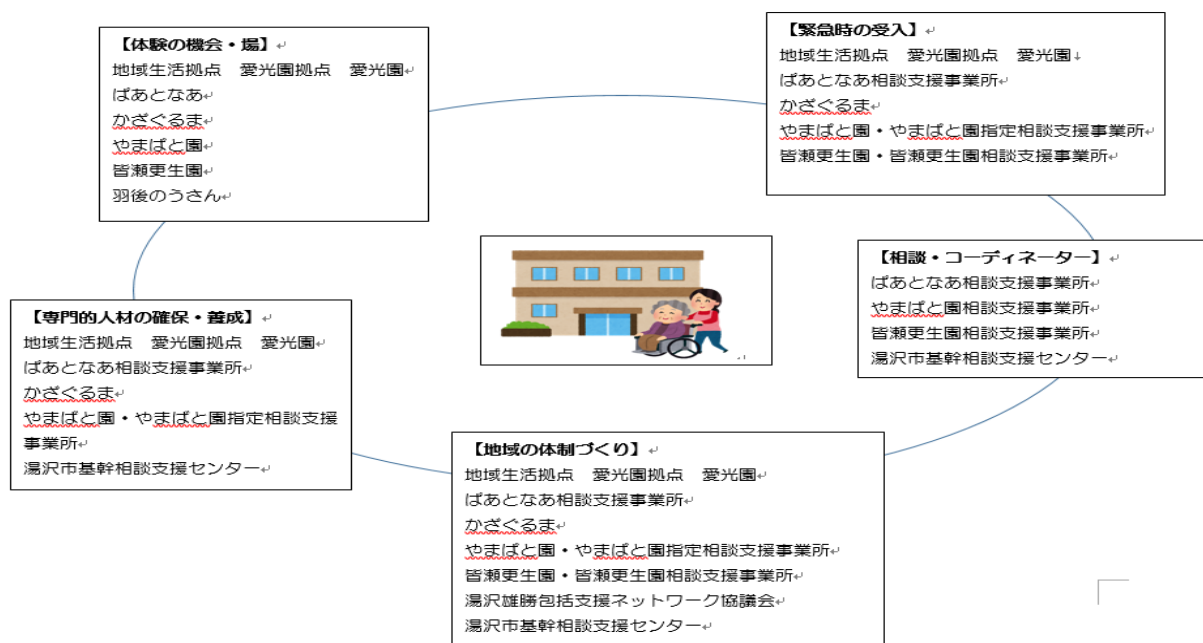
障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられております。

【地域生活支援拠点等が担うべき機能】（障害者総合支援法第77条第3項改正後）

- ①居宅で生活する障害者等の、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること。支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ②入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③障害者の地域生活を支える専門人材の確保・育成等



湯沢市の地域生活支援拠点体制図（令和6年4月1日現在）



（令和6年4月1日現在登録事業所）

法人名	事業所名	事業所住所	サービス種類	拠点の機能
社会福祉法人 雄勝なごみ会	地域生活支援拠点 愛光園	湯沢市字両神 15 番地 1	施設入所、生活介護、短期入所	緊急時の受け入れ、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり
	ぱあとなあ相談支援事業所	湯沢市字両神 15 番地 1	計画相談支援、障害児相談支援	相談・コーディネーター、緊急時の受け入れ、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり
	ぱあとなあ	湯沢市字両神 15 番地 1	就労継続支援 B 型	体験の機会・場
	かざぐるま	湯沢市字両神 17 番地 1	短期入所	緊急時の受け入れ、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり
			生活介護	体験の機会・場、地域の体制づくり
社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	湯沢雄勝広域市町村圏組合 やまばと園	湯沢市三梨町字飯田二ツ森 43	生活介護、就労継続支援 B 型 施設入所支援、短期入所	緊急時の受け入れ、体験の機会・場 専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり
	湯沢雄勝広域市町村圏組合 やまばと園指定相談支援事業所	湯沢市三梨町字飯田二ツ森 43	計画相談支援、障害児相談支援	相談・コーディネーター、緊急時の受け入れ、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり
湯沢市	湯沢市障害者支援施設 皆瀬更生園 湯沢市障害者支援施設 皆瀬更生園 相談支援事業所	湯沢市皆瀬字上小保内 6	生活介護、短期入所、施設入所	緊急時の受け入れ、体験の機会・場、地域の体制づくり
			計画相談支援	相談・コーディネーター、緊急時の受け入れ、地域の体制づくり
特定非営利活動法人 湯雄福祉会	羽後のうさん	湯沢市愛宕町五丁目 1-1	就労継続支援 B 型	体験の機会・場、地域の体制づくり

4 地域生活支援拠点の機能

(1) 相談・コーディネーター

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急時において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う

事業所	役割
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所 湯沢市基幹相談支援センター	○支援が見込めない世帯の把握・登録 ○緊急事態の発生を防ぐため、短期入所の体験利用などの調整を行う ○指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所のみで対応が困難な場合は、湯沢市基幹相談支援センターと連携した支援を行う。

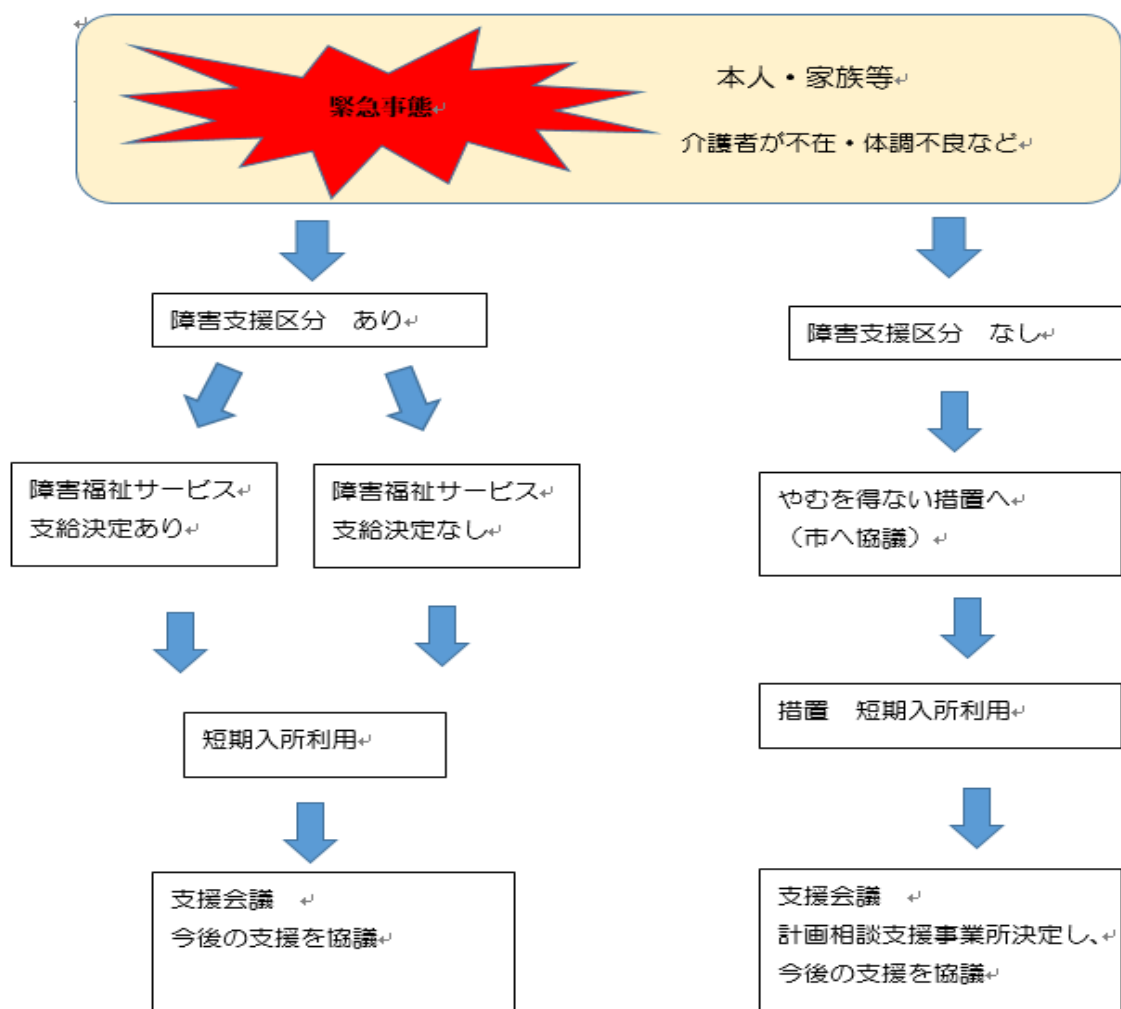
(2) 緊急時の受入れ・対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急時の受入体制を確保した上で、緊急事態における受入れや医療機関への連絡等必要な対応を行う。

事業所	役割
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所 湯沢市基幹相談支援センター	○緊急の連絡を受けたときに、必要に応じて短期入所等のサービス利用調整を行う。 ○障がいの状況に応じて、訪問系サービスの対応も検討する。 ○障害支援区分の認定を受けていない場合、やむを得ない事由による措置を検討
短期入所事業所 入所施設 共同生活援助事業所 訪問系サービス事業所	○緊急受入・対応の要請があった場合は、出来る限り協力する。

※参考圏域での「緊急時」の定義・・・「障害支援区分が5～6の重度障害者で、48時間以内に対応しなければ生命維持が難しい場合（H30.12月相談支援部会で決定）但し、状況に応じて行政、湯沢市基幹相談支援センター、相談支援専門員等で「緊急時」にあたるか判断する。

地域生活支援拠点 緊急対応 フロー図 ～短期入所の場合～



(3) 体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病棟等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する。

(平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む)

事業所	役割
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所 指定一般相談支援事業所 地域移行支援事業所 地域定着支援事業所 湯沢市基幹相談支援センター	○入所施設、病院等から地域移行や親元から自立したい旨の相談があった場合に、共同生活援助等の障害福祉サービスの体験用の利用調整を行う。

共同生活援助事業所 日中活動系サービス事業所 短期入所事業所	○相談支援事業所等から要請があった場合は、出来る限り協力する。
--------------------------------------	---------------------------------

(4) 専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成、地域の実情に応じて創意工夫により付加する。

事業所	役割
湯沢市基幹相談支援センター 各事業所	○専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成、研修等の実施 ○地域の連携体制を強化するための協議の場の実施等

(5) 地域の体制づくり

湯沢雄勝包括支援ネットワーク協議会による、地域課題の共有や地域の支援体制に向けた協議及び関係者が連携し、地域共生に向けた体制づくりを協議し、誰もが安心して暮せる社会を推進する。

事業所	役割
市 湯沢雄勝包括支援ネットワーク協議会 湯沢市基幹相談支援センター 各事業所	○福祉ニーズを把握し、地域課題解決に向けた取り組みを行う。 ○地域共生社会の実現に向けた体制整備を進める。 ○社会資源の創出に取り組む。

5 事業所登録により算定が可能となる加算

(1) 特定相談支援事業所・障がい児相談支援事業所

ア 地域生活支援拠点等相談強化加算 700 単位/回

地域生活支援拠点等である相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所へ緊急時の受入れ対応を行った場合に算定（短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に算定）

イ 地域体制強化共同支援加算 2,000 単位/回（月 1 回を限度）

地域生活支援拠点等である相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等について課題検討を通じ、情報共有を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、協議会に報告した場合

(2) 地域移行支援事業所

ア 体験利用加算

障がい福祉サービス事業の体験的な利用支援を行った場合 15 日以内に限り算定

㊦ 初日から 5 日目まで 500 単位/日+50 単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

㊧ 6 日目から 15 日目まで 250 単位/日+50 単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

イ 体験宿泊加算（Ⅰ）

一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合

300 単位/日+50 単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

※体験宿泊加算（Ⅱ）と合計して 15 日以内に限り算定

ウ 体験宿泊加算（Ⅱ）

夜間及び深夜の時間を通じて必要な見守り等の支援を行い、一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合

700 単位/日+50 単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

※体験宿泊加算（Ⅰ）と合計して 15 日以内に限り算定

(3) 日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続 A 型、就労継続 B 型）

ア 体験利用支援加算

地域移行支援における障がい福祉サービス事業の体験利用を行った場合 15 日以内に限り算定

㊦ 初日から 5 日目まで 500 単位/日+50 単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

㊧ 6 日目から 15 日目まで 250 単位/日+50 単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

イ 緊急時受入加算（新規）

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連絡調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合 100 単位/日

(4) 施設入所支援事業所

ア 地域移行促進加算（Ⅰ） 120 単位/日

施設障害福祉サービス計画に基づき、施設利用者の体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他相談支援を行った場合

イ 地域移行促進加算（Ⅱ） 60 単位/日

入所者に対して、障害者支援施設の職員が同行した上で、通所サービス又はグループホームの見学や食事体験等を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を実施した場合（1 月につき3 回が限度）

（5）居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援事業所
緊急時対応加算

個別支援計画に位置付けられていない訪問系サービスを、利用者又はその家族等の要請を受けてから24 時間以内に行った場合

100 単位/日+50 単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

※緊急時対応加算を算定した場合に上乗せ

（6）自立生活援助

緊急時支援加算（Ⅰ）

緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10 時から午前6 時）に訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合

711 単位/日+50 単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

緊急時支援加算（Ⅱ）

緊急時において利用者又はその家族等からの要請に基づき深夜に電話による相談支援を行った場合

94 単位/日

（7）地域相談支援（地域定着支援）

緊急時支援加算（Ⅰ）

緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合

712 単位/日+50 単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

緊急時支援加算（Ⅱ）

緊急時において利用者又はその家族等からの要請に基づき深夜に電話による相談支援を行った場合

95 単位/日

（8）短期入所事業者

短期入所を行った場合の加算

+100 単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

＋200 単位/日（連携担当者を置き医療ケアが必要な児者、重症心身障害者又は強度行動障害を有する児者を支援した場合）

※緊急時の受入に限らず、短期入所のサービス利用開始日に加算

※重度障害者等包括支援で実施する短期入所を含む

6 地域生活支援拠点等の機能強化（令和6年3月29日障発第0329第1号）

（1）拠点コーディネーターの配置

拠点関係機関から構成されるネットワークの運用や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担うコーディネーター（以下「拠点コーディネーター」）は、地域生活支援拠点等の機能を充実させるため、整備主体である市町村とともに、効果的な支援の連携体制を構築することを目的に配置する。

拠点コーディネーター要件

- ①協議会への参画又は運営の実績など地域における相談支援体制や障害福祉サービス提供の構築等について、一定の知識及び経験を有する者
- ②障害者等に対する相談支援や地域移行に係る支援等に相当期間従事するなど、地域生活障害者等への支援について、一定の知識及び経験を有する者
- ③社会福祉士など障害者支援に関する一定の知識及び経験を有する者

（2）地域生活支援拠点等の機能を担う機関の拡充について

地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等を拡充することにより、地域の支援体制の強化を図る。

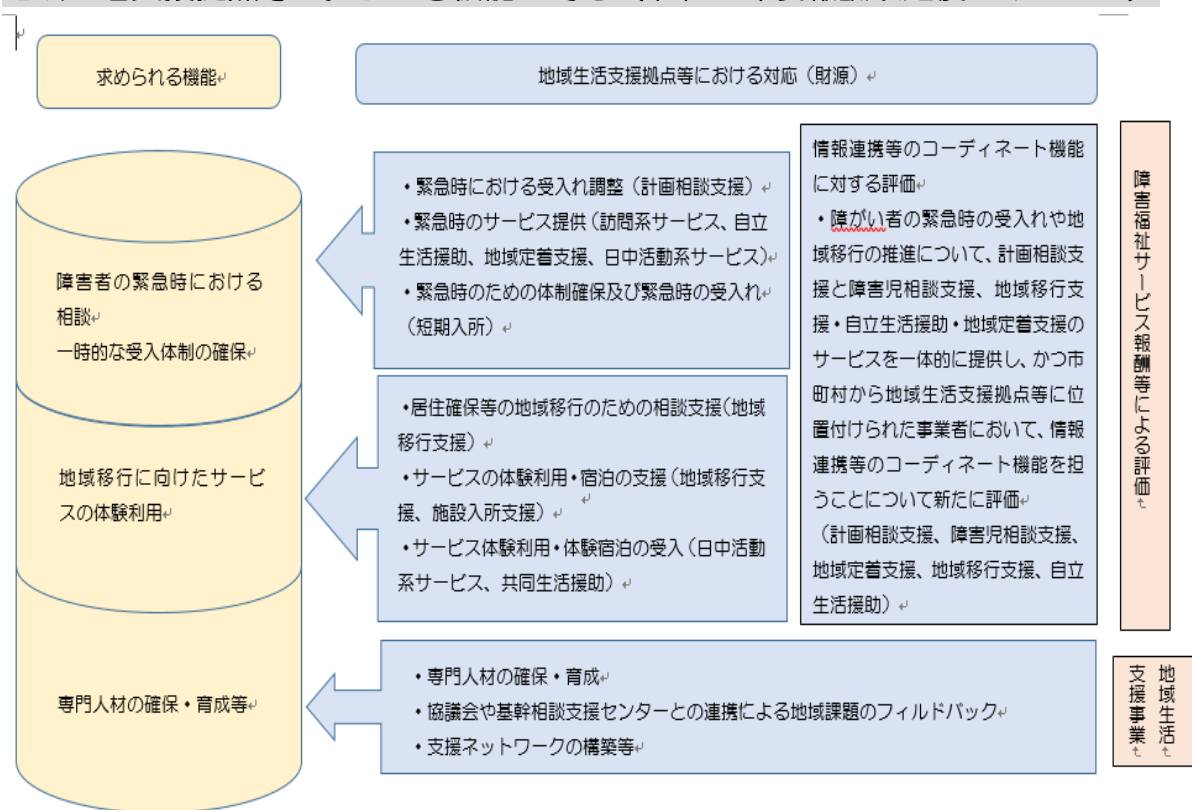
- ①緊急時に備えた相談等を実施する相談支援事業所や訪問系サービス事業所等
- ②緊急時に支援を提供する短期入所事業所や訪問系サービス事業所等
- ③体験の場を提供する共同生活援助事業所や日中活動系事業所等
- ④その他地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な関係機関

（3）専門的人材の確保・養成等について

障害特性に応じた支援を行える人材を確保・養成するための研修等の実施や、地域の連携体制を充実するための関係機関等の会議の実施等、地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な事業を実施する。

- ①地域の実情に合わせて専門的人材を育成する研修会等の実施（県で実施する研修会の活用を含む）
- ②地域生活支援拠点等の検証・検討を行う協議の場や協議会等の活用
- ③その他地域生活支援拠点等の機能強化について必要な事項

地域生活支援拠点等が担うべき機能と対応（令和6年度報酬改定後のイメージ）



I. 情報連携等のコーディネート機能の評価

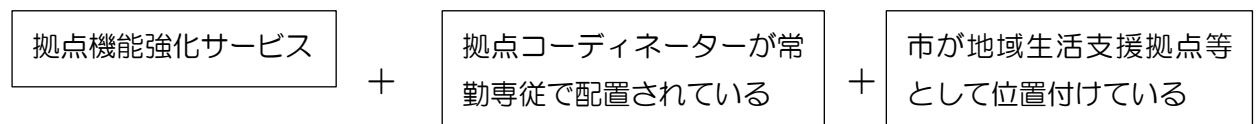
地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設

【地域生活支援拠点等機能強化加算（500 単位/月）】（新規）

- ①「計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供又は相互に連携して運営

※5つのサービスを「拠点機能強化サービス」とする。

- ②「かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1名以上配置した場合」



※上記3点の要件を満たしている事業所を「拠点機能強化事業所」

※「拠点機能強化事業所」は「地域生活支援拠点等機能強化加算」を算定できる

- ③「拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等（拠点機能強化事業所）は、配置した拠点コーディネーター1名につき、合計100回/月までの算定を可能とする。（2名配置の場合 合計200回/月）

※地域生活支援拠点等機能強化加算は、拠点コーディネーターの人件費に充当することを想定。但し、拠点コーディネーターの旅費、通信費といった活動費等、拠点コーディネーター機能にも活用できる。

7 障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付ける際の手順

- (1) 市が事業所を地域生活支援拠点等に位置づける手続き
 - (ア) 市と事業所等で事前協議
 - (イ) 事業所による準備（市へ届け出）
 - (ウ) 市から事業所へ地域生活支援拠点等に位置付けることの通知
 - (エ) その他市が必要とする手続き等
- (2) 事業所が地域生活拠点等に関する算定する手続き
 - (オ) 運営規定の変更
 - (カ) 事業所から市又は県へ加算の手続き（運営規定変更と市と通知を添付）
 - (キ) その他市又は県が必要とする手続き等

8 市と事業者等との事前協議

- ・ 地域生活支援拠点等の整備状況の確認と整備促進における課題等
- ・ 実際に支援を行う場合の連携方法等
- ・ 整備状況の公表に係る周知方法等

拠点機能強化事業所の場合

- ・ 拠点コーディネーターの業務と役割、配置人数等
- ・ 拠点コーディネーターを担う人材及び加算算定事業所の確認、特に複数の事業所が相互に連携して運営する場合には、それぞれの事業所の算定回数の目安及び拠点コーディネーターの人件費等の負担割合等
- ・ 連絡会議等の開催方法など

湯沢市地域生活支援拠点等事業者登録申請書

令和 年 月 日

湯沢市長

届出者 所在地
(設置者) 名 称
代表者

地域生活支援拠点等の事業を行う事業者として登録したいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ				
	名 称				
	主たる事務所の 所在地	(〒)			
	連 絡 先	電話番号		FAX番号	
登録を行う おとする事業者	フリガナ				
	名 称				
	事業所番号				
	事業所(施設)の 所在地	(〒)			
	連 絡 先	電話番号		FAX番号	
		メール アドレス			
	地域生活支援拠点 等として担う機能	①相談・コーディネーター ②緊急時の受入・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり			
	開始予定年月日	年 月 日			

※添付書類：①運営規程（当該事業所等が地域生活支援拠点等の機能を担う事業所等であることを規定していること）

②指定通知書（県や市から指定事業所として指定を受けていることを証する書類）

湯沢市地域生活支援拠点等事業者登録変更届出書

令和 年 月 日

湯沢市長

届出者 所在地
(設置者) 名 称
代表者

下記のとおり登録した内容を変更しましたので、届け出ます。

登録内容を変更した 事業者		名 称	
		所在地	
変更があった事項		変更の内容	
1	申請者（設置者）の名称	(変更前)	
2	申請者（設置者）の主たる 事務所の所在地、連絡先		
3	代表者の職・氏名		
4	事業所（施設）の名称	(変更後)	
5	事業所（施設）所在地、 連絡先		
6	その他（ ）		
変更年月日		年 月 日	

湯沢市地域生活支援拠点等事業者廃止・休止（再開）届出書

令和 年 月 日

湯沢市長

届出者 所在地
(設置者) 名 称
代表者

下記のとおり事業の廃止・休止（再開）をしましたので、届け出ます。

廃止・休止（再開）する事業者	名 称	
	所在地	
廃止・休止（再開）した年月日	年 月 日	
廃止・休止（再開）した理由		
現に地域生活支援拠点等事業にて受け入れられている者に対する措置（廃止・休止した場合のみ）		
休止予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	

地域体制強化共同支援 記録書

【基本情報】

地域生活支援拠点等の名称		
報告先の(自立支援)協議会名		
報 告 年 月 日		年 月 日
共同支援に係る会議	開 催 年 月 日	年 月 日
	開 催 時 間	: ~ :
	開 催 場 所	
担 当 相 談 支 援 事 業 所 名		
担 当 相 談 支 援 専 門 員 氏 名		
連 絡 先		

【利用者情報】

利 用 者 氏 名 (カナ)	(□男・□女)
生 年 月 日	年 月 日 (歳)
障 害 種 別 ・ 等 級 等	

【会議開催の目的・出席者】

会議開催の 目的 (該当に☑)	☐ ①個別課題の解決 ☐ ②地域課題、ニーズの把握 ☐ ③横断的な連絡調整 ☐ ④地域づくり・資源開発 ☐ ⑤地域生活支援拠点等の運営への提案 ☐ ⑥その他()		
会議の出席者	所属名	職種	氏名

【会議の具体的な内容】

※ 開催の目的に応じて記載することとし、必ずしも全ての項目に記載する必要はない。

①利用者への支援の経過	
②利用者への支援上の課題	
③②の課題への対応策 (協議会への提案等を含む)	
④地域課題・ニーズの現状	
⑤地域生活支援拠点等の現状	
⑥地域生活支援拠点等の必要な機能の充足について	

【その他(特記事項)】

体験利用支援 記録書

【基本情報】

地域生活支援拠点等の名称		
実施日中活動系サービス		
連携先地域移行支援事業者名		
体験利用支援	利用日 利用期間	年 月 日 年 ~ 月 日 (〇〇日間)
	支援時間	〇〇:〇〇 ~ 〇〇:〇〇
	実施場所	
担当日中活動系事業所名		
主な担当従業員(氏名)		
連絡先		

【利用者情報】

利用者氏名(ふりがな)	(□男・□女)
生 年 月 日	年 月 日 (歳)

【体験利用支援に係る従業員】

体験利用支援 に係る従業員	所属名	職種	氏名

※ 以下のいずれかの体験利用支援の内容に応じて記載することとする。

【体験利用支援に係る具体的な支援の内容】

①体験的な利用支援の利用日に当該指定障害者支援施設等において昼間の時間帯における介護等の支援	
--	--

【体験利用支援に係る具体的な連絡調整その他の相談援助の内容】

①体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整	
②体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等	
③利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助	

【その他(特記事項)】

